

公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
サポート会員制度に関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団(以下、「財団」という。)が提供する事業のPR及び事業への参加者の拡大を図るための財団サポート会員・特別会員(事業協賛)制度(以下、「サポート会員制度」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 サポート会員制度の会員の種類は、次のとおりとする。

- (1)個人会員
- (2)法人会員(シルバー会員・ゴールド会員・プラチナ会員)
- (3)特別会員(事業協賛)

(入会申し込み・会員資格の発生)

第3条 入会の申し込み及び会員資格の発生は、次のとおりとする。

- (1)個人会員

八王子市芸術文化会館・八王子市南大沢文化会館・八王子市学園都市センターの窓口に別紙の申込書を提出し、第5条に定める会費を支払った時点より会員資格が発生する。

- (2)法人会員・特別会員(事業協賛)

財団に別紙の申込書を提出し、財団の審査を受け、会費を支払った日付以降の日付を会員期間の初日とし、会員資格が発生する。

(入会審査)

第4条 財団は別紙の基準に基づき法人会員・特別会員(事業協賛)の審査を行い、その結果を通知する。

(会費)

第5条 サポート会員制度の会費は、次のとおりとする。

- (1)個人会員 年会費 10,000円
- (2)法人会員 シルバー会員 年会費 100,000円、ゴールド会員 年会費 300,000円
　　プラチナ会員 年会費 500,000円
- (3)特別会員(事業協賛) 協賛する1公演につき 200,000円以上

(会員期間・更新)

第6条 個人会員と法人会員の会員期間は、第3条に掲げる会員資格の発生から1年間とする。なお、特別会員(事業協賛)は、会員資格が発生してから1年以内に実施される協賛公演が終了するまでの期間とする。

2 個人会員と法人会員の会員期間は、財団があらかじめ通知する期日までに、更新手続きを行い、会費を支払うことにより更新され、新たな会員期間は旧会員期間の末日の翌日から1年間とする。

(会員特典)

第7条 会員が財団から受ける特典は別表に定める。

(営利目的でのチケット購入及びチケットの転売禁止)

第8条 会員特典として受け取った公演等の招待券や会員として購入した公演チケットを、インターネット・オークション、対面販売、その他の方法の如何に関わらず、財団が営利目的と判断する第三者への転売は禁止とする。

(広告掲載に関する基準)

第9条 会員特典にある財団ホームページに掲載する広告・バナーや、情報紙ラ・ラ・ラに掲載される広告に関しては、「公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団 ホームページ広告掲載取扱要領」第3条と同様の取り扱いとする。

(届出事項の変更)

第10条 会員は、氏名（名称）、住所（所在地）など入会時に届け出た事項に変更があったときは、財団にその変更内容を速やかに届け出なければならない。

2 前項の届出がないために、財団からの通知又は送付書類その他のものが延着又は到着しなかった場合、異議を申し立てることはできない。また、その際に生じた不利益、損害について財団は責を負わない。

(退会・再入会)

第11条 個人会員は、第6条第2項に定める更新に必要な会費を納入しなかった場合は、自動的に退会となる。ただし、第3条に掲げる入会手続きにより、会費を支払った場合は、再度会員資格を得るものとする。

2 第6条に掲げる会員期間中に退会を希望するときは、財団に退会の申し出をし、未払いの代金がある場合には、当該債務を完了するものとする。会員期間の途中であっても会費は返還しない。また、第7条に定める特典の受領の権利は、退会日をもって消失する。

(会員資格の喪失)

第12条 次の場合は、会員は会員資格を喪失し、退会するものとする。ただし、会員資格喪失の場合も、財団に対する債務支払いを免責されるものではない。

なお、資格喪失に伴い、財団に発生した印刷物等の修正及び告知等にかかる費用については、会員が負担するものとする。

- (1) 入会に際し虚偽の申告があったとき
- (2) 財団の定めた規約に違反したとき
- (3) 財団が会員として不適格と判断したとき
- (4) その他、財団の運営に支障を与えたとき

(個人情報)

第13条 財団は、会員情報について、個人情報保護法その他関連法令を遵守し、適切に取り扱うこととする。

2 財団は、会員情報を財団の事業等の必要に応じ、次の目的のため利用できるものとする。

- (1) 会員情報・会員制度に関する連絡・通知
- (2) 会費及びチケット等代金に関する業務
- (3) 公演情報・購入チケット・第7条に掲げる会員特典等の送付
- (4) 財団の事業運営のための会員情報の集計・照合・分析

3 財団は、会員情報への不正なアクセス等が行われることを防止するため、必要と考えられる安全管理対策を講じることとする。

4 財団は、次の場合には必要な範囲で会員情報を外部事業者に提供することがある。この場合、外部事業者に対して、会員情報を漏洩・再提供しないよう、契約により義務づけ、適切な管理を行う。

(1) 払込取扱票による振込・口座振替及び第7条のサービス提供を行う場合、また、そのサービスを業務委託する場合

(2) 法令により必要とされる場合

5 財団は、会員から、自身に関する情報の開示・訂正・利用停止・消去の依頼があった場合は、本人であることを確認した上で、特別の理由がない限り速やかに対応するものとする。

(管轄裁判所)

第14条 本規約に基づく、会員と財団の諸取引について、万一、訴訟の必要が生じた場合は、財団の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(事務局)

第15条 サポート会員制度の事務局は、財団内に設置する。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則 この規約は、平成31年4月1日から施行する。